

運動部・文化部活動に係る活動方針

(その他生徒会活動を含む)

青森県立八戸水産高等学校

基本方針

- 生徒が自主的、計画的にかつ効率的に活動できるよう教育的な配慮をし、生徒の心身の健全な育成を図る。
- 生徒の健康状態を十分把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮して、事故の未然防止に努める。
- 生徒の人権に配慮し、技術・競技力の向上の面だけでなく、生涯教育の一環として楽しみながら活動する面との両立を図る。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに月ごとの活動計画、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を生徒・保護者に公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 外部指導者の活用を検討する。
- (5) 管理職は、各部活動の視察を実施し、活動内容の把握に努めるとともに、生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施して、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 各部顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 校長や各部顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 各部顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上（平日1日、土・日に1日）の休養日を設ける。ただし、やむを得ず週休日（土・日）の両日に部活動を実施した場合は、年間の休養日が週平均2日以上となるように休養日を他の日に振り替える。
- (2) 学校閉庁日や年末年始、定期考査の期間等を利用して、休養期間を設ける。原則として、考査1週間前は部活動を行わない。
- (3) 学期中の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。長期休業中の活動は学期中の休業日に準ずる（練習試合や大会等は除く）。

4 参加する大会等の見直し

各部の実情を考慮しながら、参加する大会、練習試合等を精選し、生徒や部顧問の負担軽減を図り、生徒の健康面・学習面に十分配慮する。